

修繕請負契約約款

(令和8年4月1日～)

(総則)

第1条 受注者は、仕様書その他発注者の提供する書類（以下「仕様書等」をいう）に従い、当該物品の修繕を行い、納入期限内に当該物品を納入しなければならない。

2 発注者は、工程表その他発注者が必要と認める書類の提出を求めることができる。

(修繕のための引取り)

第2条 受注者は、当該物品修繕のため、当該物品を受注者の工場、事務所等へ引き取るときは、あらかじめ発注者に通知し、発注者の立会いの上、引き取らなければならない。

(修繕のための分解)

第3条 発注者が必要と認めたときは、受注者は修繕のため当該物品を分解する際に立会いをすることができる。

(材料の品質)

第4条 当該物品の修繕に使用する材料について、品質が明らかでないものについては、中等以上の品質を有するものとする。

(記録書類の整備等)

第5条 発注者が必要と認めたときは、写真等の記録の提出を求めることができる。

(修繕内容の変更及び中止等)

第6条 発注者は必要と認めたときは、当該物品の修繕内容を変更し、又は、修繕を一時中止することができる。この場合において請負金額又は納入期限等を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(修繕完了の通知)

第7条 受注者は、当該物品の修繕が完了したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第8条 発注者は、修繕完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立ち会いを求めて当該物品の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに補修又は再修繕を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における修繕完了の通知及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物品の引渡し)

第9条 受注者は、納入物品が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物品を発注者に引き渡さなければならない。

(危険負担)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により、当該物品の引き取りから引渡しの際に生じた損害は、受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその部分の修補を請求し、その期間内に修補の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。また、同項前段の修補等に代え若しくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による修補、代金の減額並びに損害賠償の請求は、第8条に規定する検査に合格した日から1年を超えた場合においてはこれを行うことはできない。

3 第1項の規定は、契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(納入期限の延長)

第12条 受注者は、天災地変その他その責に帰することができない事由により、納入期限内に修繕が完了することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

(契約代金の支払い等)

第13条 受注者は、当該物品のすべてについて第9条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第14条 受注者の責に帰すべき事由により、納入期限内に修繕が完了することができない場合において期限後に修繕の完了の見込みのあるときは、発注者は受注者に対し期限を定めてその履行を催告するとともに損害金を徴収するものとする。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ契約金額（発注者が引渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差し引いた額）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第15条 発注者が、第13条による契約代金の支払いが遅れた場合において、受注者は発注者に対して遅延利息の支払いを請求できる。

2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、受注者の未受領金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 受注者の責に帰すべき事由により、納入期限内に当該物品の引渡しを終わらないとき。

(3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。

(4) 前各号のほか、受注者がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができ

ないとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合における既納部分の取り扱いについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 受注者は、第1項の規定により契約を解除され、発注者の損害が生じたときは、損害賠償の責を負う。
(債権譲渡等の禁止)

第17条 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、この契約によって生じる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。
(火災保険等)

第18条 受注者は、発注者の要求があったときは、当該物品及び修繕用材料等を火災保険その他の損害保険に付するものとする。発注者の要求があったにもかかわらず、受注者が、保険に付さなかったため発注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、火災保険をかける時期、期間、保険会社等については発注者の定めるところに従うものとし、保険契約締結後、速やかにその証券を発注者に提出するものとする。
(紛争の解決)

第19条 この契約において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者は不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停によりその解決を図るものとする。

2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者の間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起をすることができないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 発注者は、受注者(受注者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当

該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき

- 2 受注者は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、分割納入し、発注者の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第21条 この約款において書面により行わなければならないとされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第22条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。